

## 合理的配慮の提供の推進に係る取組について（中間報告）

## 取組の目的

「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の施行に併せて、民間事業者が実施する合理的配慮の提供について、かかった費用の一部を助成する「合理的配慮提供支援助成制度」を創設しましたが、さらなる合理的配慮の提供を推進するため、合理的配慮の提供を行っている店舗等にステッカー等を配布することで、障がいのある人が安心して利用できる、暮らしやすいまちとなるよう取り組む。

## 事業概要

## ▶ 合理的配慮の提供を行っている実施店舗等を募集

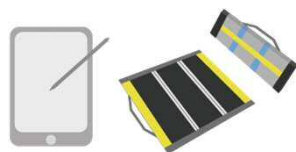
※提供支援助成事業の利用の有無は問わない



簡易スロープを完備している

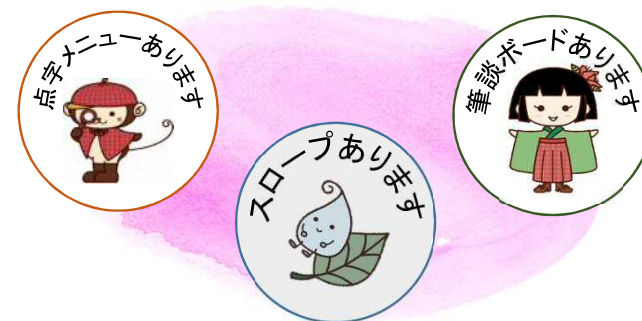


音声対応メニューを設置している



コミュニケーションボード等を設置している

## ▶ 店舗先にステッカーを貼ってもらい周知



## ▶ あしやねっと♪のバリアフリー情報のページに掲載し活用してもらう

- \* 「合理的配慮」を広く周知するため、事業者に参加していただきやすい仕組み
- \* 障がいのある人が外出しやすい・利用しやすいよう、「合理的配慮」を実施している店舗等事業者が確認できる仕組み

→多くの事業者に参加していただけるような実施方法を検討

## ▶ 合理的配慮の提供を行っている実施店舗等を募集

- ◆ 「合理的配慮の提供」を実施している事業者（助成事業の利用の有無は問わない）

手上げ制（該当箇所（内容）がわかる写真などを添付し合理的配慮の実施内容を申請）



（第1回協議会での意見）

推進するために、多くの店舗等が対象となる基準を設けるべき（手すりなどの物理面だけでなく心（意識）の面からも評価できる制度にならないか

- バリアフリーの分類（4つのバリア）のうち3つを準用し、いずれかに該当すれば対象とする

4つのバリア

- ・物理的なバリア
- ・制度的なバリア
- ・文化・情報面でのバリア
- ・意識上のバリア

## ▶ 4つのバリアとは

### 物理的なバリア

出入り口や通路に段差がある 等

電車やバスなどの公共交通機関、道路や建物などで、利用する人に不便さを感じさせる物理的なバリアのことで、

例えば



▶ 点字ブロックの上にある自転車



▶ 駅のホームと電車とのすきま



▶ 建物までの段差



▶ 座ったままでは届かない位置にあるもの

### 文化・情報面でのバリア

目の不自由な人のための音声案内が出ない 等

情報の伝え方が十分でないために、必要な情報が平等に得られないバリアのことで、

例えば



▶ 視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤



▶ 音声のみによるアナウンス

▶ 点字・手話通訳のない講習会



▶ 分かりにくい案内や難しい言葉。

### 制度的なバリア

障害を理由に就職の試験が受けられない 等

社会のルールや制度によって、その人が持っている力を出すことができる機会をうばわれているバリアのことで、



▶ 障害による困難さがあることを理由に、学校の入試、就職や資格試験などの受験や免許などを与えることを制限する。

### 意識上のバリア

「かわいそうだから」と特別扱いする 等

心ない言葉、偏見や差別、無関心など、困難さがある人を受け入れないバリアのことで、

例えば



▶ 障害がある人に対する理解がなく、変な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけたりすること。



▶ 点字ブロックがあることに関心がなく、その上に立ったり物を置いたりすること。

出典 文部科学省「心のバリアフリーノート」

▶ (例) チェック項目：下記項目（案）のひとつでも当てはまれば該当とする

区分	該当	内容
物理面		スロープの設置・簡易スロープの配備などによる段差を解消している
	✓	手すりを設置している
		多機能トイレを整備している
		その他物理面の配慮（ ）
情報面		案内やメニュー等に音声・点字を使用している
		手話対応が可能である
		筆談での対応が可能である（耳マークの設置）
		その他情報面の配慮（ ）
意識面		案内・誘導のサポートが可能である
		その他意識上の配慮（ ）

# 合理的配慮ステッカーの図案・表現（記載）

あしやねっと♪  
キャラクターで作成



ピクトグラムで作成



簡易（わかりやすい）  
なイラストで作成



## ➤ 表現（記載）

- ●●あります（手すり等代表的なもの・「（空白）あります」追記用を作成）
- 3つのバリア（物理・情報・意識）で作成（配慮の内容を申請に基づき追記）

# 店舗等掲示物(案)

- A 5サイズ(縦)を基本の大きさとして、申請ごとに下記項目が記載された掲示物を作成し、データで作成
  - 条例の愛称名  
→ 条例の周知にもつながる
  - 店舗名
  - 申請された合理的配慮項目のステッカーを配置(複数項目あれば複数配置)



← 合理的配慮該当1項目



合理的配慮該当複数項目 →

# 他市の状況

## • 兵庫県明石市

物理面の配慮に係るステッカーを作成  
「●●あります（ありません）」



## • 大阪府茨木市

ステッカーは1種類。合理的配慮提供支  
援助成事業活用事業者に配布

